

## やなせたかし先生顕彰事業推進協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、やなせたかし先生顕彰事業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、郷土が生んだ漫画家やなせたかし先生の妻、暢さんをモデルとした2025年前期NHKの連続テレビ小説「あんぱん」の放送を契機に、改めて先生の業績を顕彰し、市民が郷土愛と誇りを再認識し、観光客に香美市の魅力を発信することにより、香美市の持続的発展に寄与する取組を推進することを目的とする。

### (委員)

第3条 協議会の委員は、前条に賛同する団体をもって構成する。

### (役員)

第4条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、香美市長をもって充てる。

3 副会長は会長が指名する。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第6条 役員の仕事の任期は、協議会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

### (会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、進行及び整理をする。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を香美市企画財政課やなせたかし先生顕彰事業推進室に設置する。

(解散)

第9条 協議会は、令和8年3月31日をもって解散する。

(その他)

第10条 この規約に定めることのほか、協議会の運営—その他必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月10日から施行する。